

令和6年5月1日

一般社団法人 三条労働基準協会 会長

## 「保護具着用管理責任者教育」の開催について

改正労働安全衛生規則第12条の6により、令和6年4月1日から、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合には、「保護具着用管理責任者」を選任し、その職務に当たらせることが義務づけられました。

この保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等）」または「保護具着用管理責任者教育を受講した者」から選任することとされています。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」に該当する場合でも「保護具着用管理責任者教育」を受講することが望ましいとされています。

つきましては、標記講習を下記の通り開催しますので、ご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 期日・会場

期 日	時 間	会 場	受付期間	定 員
6月21日（金）	9:00 ～ 17:00	燕三条地場産業振興センター (三条市須頃1丁目17番地) ☎0256-32-2311	4月1日から	60名

\* 定員になり次第締め切らせていただきます。

※前日の6月20日（木）に一般社団法人新潟県労働基準協会連合会主催による化学物質管理者講習（取扱い事業場向け）も開催されますので、ぜひご参加ください。

#### 2. 講習内容

- (1) 保護具の着用管理 . . . . . 0.5 時間
- (2) 保護具に関する知識 . . . . . 3.0 時間
- (3) 労働災害の防止に関する知識 . . . . . 1.0 時間
- (4) 関係法令 . . . . . 0.5 時間
- (6) 保護具の使用方法等【実技】 . . . . . 1.0 時間

#### 3. 受講料

会員 13,200円 (非会員 15,400円) (テキスト代含む)

4. 申込み方法

(1) 申込書に記入の上、FAX又は郵送等で申込み下さい。

尚、受講料は、開催日の1週間前までに 銀行振込又は協会へ現金持参にて  
お願い致します。

☆申込先：〒955-0055 三条市塚野目2-5-10  
(一社) 三条労働基準協会  
(TEL 0256-32-5130、FAX 0256-33-5110)

☆振込先：第四北越銀行三条支店 普通預金No.0484564  
口座名(一社)三条労働基準協会

振込手数料は受講者負担にてお願いします。

(2) 定員に達した場合は、締め切り日前でも受理をお断り致しますので予め  
ご了承ください。

5. その他

(1) 受講申込および受講料入金を確認次第、受講票をFAXにて送付します。

(2) 尚、申込後のキャンセルにつきましては、講習会初日の1週間前から前日まで  
は事務手数料として1,100円、当日の場合は全額を徴収させていただきます。

(3) 全課程を修了した方には教育修了証を交付致します。

(4) 携行品は、筆記用具・昼食(外食可)を持参してください。

き り と り

保護具着用管理責任者教育申込書

開催日：令和 6年 6月 21日

協会員・非協会員 (○印をつけて下さい)

事業所名	TEL			FAX		
所在地	〒					
受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	
	S・H 年 月 日		S・H 年 月 日		S・H 年 月 日	
	S・H 年 月 日		S・H 年 月 日		S・H 年 月 日	
請求書発行を希望される方は、左欄に○印・下記にメールアドレスを記入して下さい (原則としてメールにて請求書を送らせていただきます。) 尚、振込の場合も当日に領収書をお渡しいたします。(当協会は免税事業者です。) <b>※メールアドレス:</b>						

上記の通り 名分の受講料 円にて申し込みます。

令和 年 月 日

申込み担当者

三条労働基準協会宛